

中津川市立蛭川中学校

# 「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～

## ◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見 いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
- VI 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）
- VII いじめ未然防止年間計画

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 【いじめ解消の定義】

「いじめの解消」とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件を満たすことをいう。

# I 「いじめ防止 これだけは！」より

中津川市立蛭川中学校

**いじめをしない！させない！許さない！**

## いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条＞

## 教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守ります！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくります。
2. 全教師がアンテナを高くし、生徒の生活を見ていきます。
3. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努めます。

### 【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

### 【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

### 【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

### 【早期発見・早期対応】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

## Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立蛭川中学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの

◇いじめは、自分からは言いづらいもの

◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの

だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！（平成25年度4月岐阜県教育委員会）」より

### 1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり  
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題  
「規律」「学力」「自己有用感」

～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、  
認められているという実感を持った生徒～

「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、生徒会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
  - 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
  - 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

### Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立蛭川中学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

#### 早期発見の基本

##### ◇児童生徒のささいな変化に気づくこと

→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。

##### ◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。毎週、月曜日の放課後の打合せで交流。重大事案については日報を通じて全体に共有

##### ◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

#### 日常的に行うこと

- ～生徒のささいな変化に気づくために～
- 登校時や朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
  - 生活ノートの記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
  - 休み時間の人間関係に気を配り、一人にいる生徒に声をかける。

#### 定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心と体の健康調査のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇、三者懇等）を実施する。（アンケート類は5年保管）
- 学年会や教育相談委員会で気になる生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- H-QUテスト等の実施と活用を行う。

#### 【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

##### ①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

###### [心身の安全の保証]

- 訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

###### [事実関係や心情を傾聴]

- 話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

##### ②保護者に対して

###### [日頃の連携に努める]

- 生徒の良さや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

# IV いじめの早期対応

中津川市立蛭川中学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきましょう。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていきます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

<把握すべき情報（例）>

- ◆誰が誰をいじめているのか？  
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？  
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？  
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？  
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？  
（期間）

- 被害を訴える生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。
  - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる生徒及び周囲の生徒からの聞き取りを行う。
  - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
  - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
  - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
  - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
  - ・いじめられた生徒に寄り添いつつ、いじめた側の生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- 被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信を持たせる言葉をかけ、自尊心を高める。
- いじめ側の生徒に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
  - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
  - 正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

事後の対応

継続した指導・経過観察・保護者との連携

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

# V いじめ防止の対策のための組織

中津川市立蛭川中学校

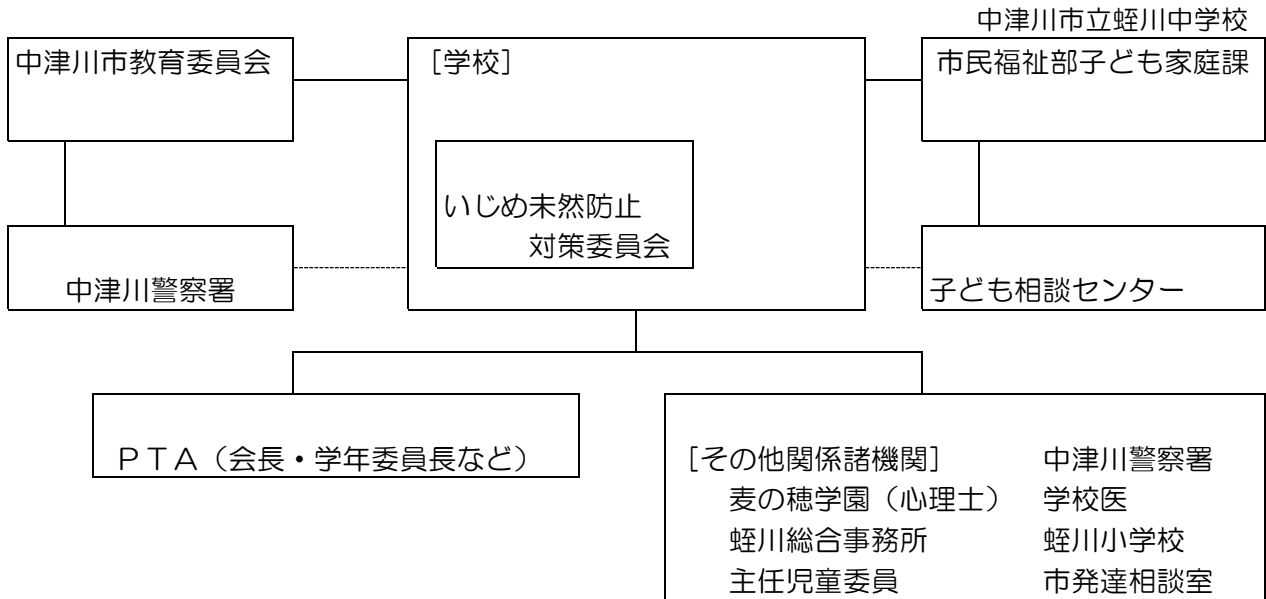
いじめ未然防止・対策委員会		いじめ対策委員	拡大いじめ対策委員
◎校長			「総括」
教頭			「総括補佐、教育委員会連携」担当
教務主任			「関係諸機関連携、小中学校連携」担当
○生徒指導主事			「いじめ防止対策年間計画」担当
			「心と体の健康調査の作成・集計・分析」担当
養護教諭			「日常の観察の集約・H-QUテスト」担当
教育相談担当			
学年主任			
SC			「居場所・絆のある学年経営」担当（体験学習）
人権主任			「ひびきあい活動の取り組み」担当
道徳主任			「心を豊かにする道徳教育」担当
研究推進委員長			「わかる授業づくり」担当
学習部長			「学習規律づくり」担当
生活部長			「生活規律づくり」担当
情報主任			「情報端末・SNSに関わる研修」担当
生徒会担当			「自治的な取り組みづくり」担当

\* <主任児童委員2名、PTA関係者、学校評議員>

<いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）>			
4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ対策方針説明会（保護者向け）	10月	いじめ対策委員会②  H-QUテスト② 心と体の健康調査⑥
5月	いじめ防止職員研修  H-QUテスト① 心と体の健康調査②	11月	心と体の健康調査⑦
6月	授業評価アンケート  心と体の健康調査③	12月	ひびきあい活動のまとめの取り組み実施 学校評価アンケート 授業評価アンケート 心と体の健康調査⑧
7月	  心と体の健康調査④	1月	心と体の健康調査⑨
8月	職員研修（人権教育研修会）	2月	いじめ対策方針説明（新入生向け）  心と体の健康調査⑩
9月	  心と体の健康調査⑤	3月	拡大いじめ対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討  心と体の健康調査⑪

\*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会**を招集し対応にあたる。

## VI 関係諸機関との連携



### 関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線：160
中津川市 市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

